

47	福祉保健局	自殺対策の総合的な推進																		
事業概要	<p>自殺は、個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることから、自殺対策は社会的取組が必要である。そのため、都は、保健、医療、福祉、教育、産業など様々な分野の関係機関・団体と連携しつつ、総合的な自殺対策を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺総合対策東京会議 ○ 自殺防止に関する普及啓発 ○ ゲートキーパーの養成 ○ こころといのちの相談・支援 東京ネットワークの構築 ○ 自殺未遂者に対する支援 ○ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ ○ LINE を活用した自殺相談の実施 ○ 自死遺族に対する支援 ○ 職域向け自殺防止対策事業の実施 ○ 地域自殺対策強化交付金の活用 * 夜間こころの電話相談事業（精神保健福祉相談） 																			
の経過 これまで	<table border="0"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>事業開始</td> </tr> <tr> <td>平成19年7月</td> <td>自殺総合対策東京会議を設置</td> </tr> <tr> <td>平成21年3月</td> <td>東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を策定</td> </tr> <tr> <td>平成21年12月</td> <td>東京都地域自殺対策緊急強化基金を設置</td> </tr> <tr> <td>平成25年11月</td> <td>東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を改正</td> </tr> <tr> <td>平成28年3月</td> <td>自殺対策基本法の改正</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月</td> <td>東京都地域自殺対策推進センターの設置</td> </tr> <tr> <td>平成29年7月</td> <td>自殺総合対策大綱の改正</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月</td> <td>東京都自殺総合対策計画の策定</td> </tr> </table>		平成19年度	事業開始	平成19年7月	自殺総合対策東京会議を設置	平成21年3月	東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を策定	平成21年12月	東京都地域自殺対策緊急強化基金を設置	平成25年11月	東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を改正	平成28年3月	自殺対策基本法の改正	平成29年4月	東京都地域自殺対策推進センターの設置	平成29年7月	自殺総合対策大綱の改正	平成30年6月	東京都自殺総合対策計画の策定
平成19年度	事業開始																			
平成19年7月	自殺総合対策東京会議を設置																			
平成21年3月	東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を策定																			
平成21年12月	東京都地域自殺対策緊急強化基金を設置																			
平成25年11月	東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を改正																			
平成28年3月	自殺対策基本法の改正																			
平成29年4月	東京都地域自殺対策推進センターの設置																			
平成29年7月	自殺総合対策大綱の改正																			
平成30年6月	東京都自殺総合対策計画の策定																			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現在の進行状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺総合対策東京会議 平成 30 年度は自殺総合対策東京会議を 2 回、計画策定部会を 1 回、重点施策部会を 1 回開催 ○ 自殺問題に関する普及啓発 平成 30 年 9 月及び平成 31 年 3 月に「自殺防止！東京キャンペーン」を実施 ○ ゲートキーパーの養成 区市町村が実施するゲートキーパー養成研修の支援や都職員を対象とした研修を実施 ○ ころといのちの相談・支援 東京ネットワークの構築 各区及び多摩地域の各医療圏域における地域ネットワークの構築を推進 ○ 自殺未遂者に対する支援 自殺未遂者支援研修を救急医療機関及び区市町村の職員等に対して実施 救急医療機関と連携した未遂者支援事業「ころといのちのサポートネット」を実施 ○ 東京都自殺相談ダイヤル～ころといのちのほっとライン～の実施 相談者の死にたい気持ちを受け止め、必要に応じて地域の支援機関につなぐ 自殺専用の電話相談を実施（受付時間は午後 2 時から翌朝午前 5 時 30 分まで） ○ LINE を活用した自殺相談の実施 平成 30 年 9 月 10 日から、若者のコミュニケーション手段として浸透している LINE を活用した自殺相談窓口を設置（受付時間は午後 5 時から午後 9 時 30 分まで。） ○ 自死遺族に対する支援 リーフレット等による遺族が必要とする支援の情報提供 ○ 職域向け自殺防止対策事業の実施 職域に対する、理解促進に向けた講演会の実施及びパンフレットの作成・配布 ○ 地域自殺対策強化交付金の活用 地域自殺対策強化交付金を活用した区市町村等補助事業を実施 * 夜間ころの電話相談事業 精神的な不安や悩みに対する、専門職による電話相談を実施（受付時間は午後 5 時から午後 9 時 30 分まで） 	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域自殺対策強化交付金（平成 27 年 2 月創設）を活用した区市町村及び民間団体の自殺対策事業の支援を行うなど、東京都自殺総合対策計画に基づく取組を推進していく。 ○ 東京都地域自殺対策推進センターとして、国が設置した自殺総合対策推進センターと緊密な連携を図り、区市町村に対して適切な助言や情報提供等を行う。 	
<p>問い合わせ先</p>	<p>福祉保健局 保健政策部 健康推進課 福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健医療課（*夜間ころの電話相談事業）</p>	<p>電話 03-5320-4310 03-5320-4462</p>